

# 平成20年度保育所入所申し込み受け付けのお知らせ

**受付時間 平成19年12月3日(月)～12月28日(金)**

町内の認可保育所

保育所名	定員	住所	電話	備考
大丸保育所	30	横瀬1994	476-0555	町立
持留保育所	30	持留2445-1	476-3863	町立
中沖保育所	30	菱田3093-2	477-0027	町立
南光保育園	60	仮宿1555-2	476-0025	私立
大崎保育園	90	仮宿1862	476-0049	私立
菱田保育園	60	菱田2601	477-0568	私立
野方保育園	90	野方6095-38	478-2324	私立

\* 持留保育所は、今年度の入所児童が少数の場合は、閉園または休園の予定としておりますので、ご理解の程よろしくお願いたします。

\* 私立保育園では、延長保育・学童保育・一時保育を実施いたしますので、保育園に直接申し込みください。

保育時間

町立保育所	7:30～18:00
南光・大崎保育園	7:00～19:00
野方保育園	7:00～19:00
菱田保育園	平日 7:00～19:30 土曜日 7:00～19:00

(延長保育利用の場合18:00以降は、延長保育料が必要)

対象

家庭での保育に欠ける0歳児から就学前児童まで  
(0歳児は生後6か月以降)

必要書類

1. 入所申込書
  2. 課税証明書(平成19年度分)(世帯全員分)
  3. 源泉徴収票の写し(平成19年分)(世帯全員分)
  4. 確定申告書(申告される方は、世帯全員分)  
(本人用の控えを忘れずにお取りになり、申告がすみしだい提出下さい)
  5. 家庭状況調査書
  6. 父母の就業証明書、または出産・病人の看護・介護している場合、看護・介護の状況がわかる書類
  7. 世帯員に身体障害者手帳等をお持ちの方がいらっしゃる場合は、その手帳も持参ください。
- ※ 添付書類が未提出の場合は入所決定を保留します。

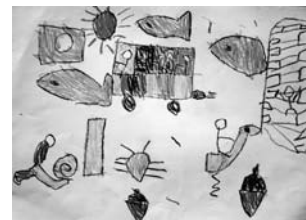
(書類は役場または支所・保育所に準備してあります)

保育料

保育料は所得税・町民税によって決定されます(単位:円)

定義		3歳未満	3歳以上
市町村民税	生活保護世帯	0	0
	町民税非課税世帯	7,000	5,000
	町民税課税世帯	15,000	12,000
所得税	72,000未満	22,000	19,000
	180,000未満	30,000	27,000
	459,000未満	37,000	29,000
	459,000以上	41,000	30,000

※ 2人目は半額、3人目以降は10分の1



親、兄弟と同居されている方々へ!

保育料の決定は、原則として入所児童の保護者の税額だけでなく、同一生計の扶養義務者の税額も合算することになっています。

保育料の算定基準は、平成20年4月には変更になる予定でありますので、決まりしだい、ご案内いたします。

【お問い合わせ先】 大崎町役場 福祉課 児童係 TEL 476-1111 (内線・134)